

VI 農用地の部

解説

この部には、耕地面積、田畑整備状況、農地の権利移動と転用、農道及び基幹的農業水利施設・水路に関する統計を収録した。

各統計の概要は、次のとおりである。

1 耕地面積

農林水産省統計部の「耕地及び作付面積統計」を収録した。

これは、農業の生産基盤となる耕地と農作物の作付けの実態を明らかにするために実施したものである。

(1) 耕地面積

a 耕地

農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含む。

b 本地

直接農作物の栽培に供される土地で、耕地からけい畔を除いた土地をいう。

c けい畔

耕地の一部にあつて、主として本地の維持に必要なものをいう。

d 田

たん水設備（けい畔など）と、これに所要の用水を供給し得る設備（用水源、用水路など）を有する耕地をいう。

e 畑

田以外の耕地をいう。これには通常、畑と呼ばれている普通畑のほか樹園地及び牧草地を含む。

(a) 普通畑

樹園地及び牧草地を除く全ての畑で、通常、草本性作物を栽培することを常態とするものをいうが、木本性作物を栽培する場合であっても、苗木を栽培するもの及び1a以上の集団性がない栽培形態であるものを含む。

(b) 樹園地

木本性作物を1a以上集団的に栽培する畑をいう。

なお、ホップ園、パインアップル園、バナナ園及びたけのこの栽培を行う竹林を含む。

(c) 牧草地

牧草の栽培を専用とする畑をいう。

(2) 拡張・かい廃面積

a 拡張

耕地以外の地目から田又は畑に転換され、既に作物を栽培し、又は次の作付期において作物を栽培することが可能となった状態をいう。

拡張は、荒廃農地、山林又は原野等からの開墾や自然災害からの復旧等によって生じる。

なお、田畑別にみた場合、田畑転換は増加（減少）要因となるため、便宜的に田畑転換による田（畑）の増加は田（畑）の拡張に含めている。

b かい廃

田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難となった状態をいう。

かい廃は、自然災害又は人為かい廃によって生じる。

なお、田畑別にみた場合、田畑転換は減少（増加）要因となるため、便宜的に田畑転換による田（畑）の減少は田（畑）のかい廃に含めている。

(3) 荒廃農地

農林水産省農村振興局の「荒廃農地面積について」を収録した。

荒廃農地とは、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地をいう。

2 田畑整備状況

農林水産省農村振興局の「農業基盤情報基礎調査」を収録した。ただし、田面積及び畑面積は、農林水産省統計部の「耕地及び作付面積統

計」による。

区画整備済みとは、区画の形状が原則として方形に整形されている状態をいう。

末端農道整備済みとは、畑に幅員 3 m 以上の農道が接している状態をいう。

3 農地の権利移動と転用

農林水産省経営局の「農地の移動と転用」を収録した。

これは、農地法に基づき農業委員会が農地の農業上の利用及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の権利移動等の状況について、その農地に関する基礎的な情報を収集、整理、分析及び提供するために実施したものである。

4 農道

農林水産省統計部の「農道整備状況調査」を収録した。

これは、農道の整備状況を明らかにし、農業農村整備の推進及び地方交付税の算定に必要な資料とすることを目的として実施したものである。

農道とは、土地改良法に基づく土地改良事業で造成され、農道として管理されている幅員 1.8m 以上の道路、国立研究開発法人森林研究・整備機構法に基づく農用地総合整備事業、特定中山間保全整備事業又はふるさと農道緊急整備事業により造成された幅員 1.8m 以上の道路をいう。

ただし、農道として造成された道路であっても、既に都道府県道、市町村道に認定されている道路は含まない。

5 基幹的農業水利施設数及び水路延長

農林水産省農村振興局の「農業基盤情報基礎調査」を収録した。

基幹的農業水利施設とは、農業用排水のための利用に供される施設であって、その受益面積が 100ha 以上のものをいう。